

騒音規制法の特設施設に係る規制基準

根拠法令(法第3条・4条、昭和52年山梨県告示第66号)

(単位:デシベル)

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間	<時間区分>
第1種区域	50	45	40	昼間:午前8時から午後7時まで
第2種区域	55	50	45	朝 :午前6時から午前8時まで
第3種区域	65	60	50	夕 :午後7時から午後10時まで
第4種区域	70	65	60	夜間:午後10時から午前6時まで

<区域区分>

第1種区域:特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:静穏の保持を必要とする区域

第3種区域:騒音の発生を防止する区域

第4種区域:著しい騒音の発生を防止する区域

※ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別用語老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

振動規制法の特設施設に係る規制基準

根拠法令(法第3条・4条、昭和54年山梨県告示第100号)

(単位:デシベル)

区域の区分	昼間	夜間	<時間区分>
第1種区域	60	55	昼間:午前8時から午後7時まで
第2種区域	65	60	夜間:午後7時から翌日の午前8時まで

<区域区分>

第1種区域:良好な居住環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域及び工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

山梨県生活環境の保全に関する条例の特設施設に係る規制基準 (騒音規制関係)

特設施設に係る騒音の規制区域の区分及び規制基準については、騒音規制法に基づくものと同様